

恵庭市デジタル化推進実施計画の取組状況について

恵庭市デジタル化推進実施計画は、令和5年度より3年間を計画期間として42事業の推進に取り組んでいます。概ね順調に推進しておりますので、主な取組状況について報告します。

1. 主な取組状況

(1)行政手続きのオンライン化

- ・子育て、介護など国が推奨する手続、水道、図書予約・消防の届出、選挙、各種申請・申込
- ・公共施設予約の12%、申請・申込の143手続で8,600件程度がオンライン申請

(2)窓口手数料等のキャッシュレス化

- ・R6.3.1より本庁舎1階収納窓口でも開始
- ・直近利用率8.8%

(3)窓口支援システム(書かない窓口)の導入

- ・R6.2.14より市民課発行の証明書(30種類)で開始
- ・R6.3.1より債権管理課発行の所得課税証明書

(4)災害対策本部のデジタル化

- ・R5.8.26総合防災訓練にて公用スマートフォン、ビジネスチャット、大型モニター等のICT機器を活用

(5)LINEを活用した市民サービスの導入

- ・R6.2.1よりごみに関する情報提供や避難所検索などを開始

(6)公用スマートフォンの導入

- ・デジタル基盤整備としてR5.8より全職員に配布

(7)基幹系システムの標準化・共通化

- ・既存ベンダーの撤退により標準システムへの移行年度をR7からR8へ延期

(8)スマホ教室の開催

- ・市民会館、公民館、恵み野会館、えにあす、憩の家等で開催

(9)オープンデータの推進

- ・24種類37データを公開

2. 今後の予定について

本計画は、計画期間中の社会情勢の変化や技術革新の状況を考慮しながら、追加事業や廃止事業について適宜見直しを行うこととなっており、計画の実施状況を踏まえ、次年度に向けた計画の改定を行うとともに、引続き計画を推進して参ります。